

記 者 発 表 資 料
 平成12年 4月13日
 環境保全局環境監視センター
 担当課長 鈴木 Tel671-3445

大気中のダイオキシン類調査結果について —平成11年度調査結果—

1 調査の趣旨

本市では、市域の大気環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、平成9年10月から季節ごとに9地点で定点測定を行っています。このたび、平成12年2月2～3日（冬期）の測定結果がまとまりましたので、先に公表しました平成11年春、夏、秋の結果と併せ、平成11年度の調査結果をお知らせします。

2 調査の方法

調査は、市内9地点で、平成11年5月、8月、11月、平成12年2月にそれぞれ24時間サンプリングを行い、分析しました。

また、これらの測定地点は、いずれも大気汚染物質濃度を常時測定している本市の一般環境大気測定局で、臨海部、都心部、郊外部等の地域性を考慮し、選定したものです。

3 調査結果

(1) 2月（冬期調査）の測定結果は、0.28～0.64pg-TEQ/m³でした。

(2) 各地点の測定値及び年平均値

<平成11年5月、8月、11月の調査結果は各々発表済みです。> (単位: pg-TEQ/m³)

測 定 地 点	11年5月	11年8月	11年11月	12年2月	年平均値
	春	夏	秋	冬	
1 鶴見区生麦小学校	0.22	0.27	0.19	0.28	0.24
2 西区平沼小学校	0.19	0.040	0.12	0.64	0.25
3 中区本牧	0.17	0.041	0.11	0.31	0.16
4 旭区鶴ヶ峰小学校	0.21	0.038	0.15	0.37	0.19
5 港北区総合庁舎	0.19	0.034	0.15	0.38	0.19
6 青葉区総合庁舎	0.32	0.026	0.15	0.50	0.25
7 戸塚区汲沢小学校	0.16	0.019	0.13	0.33	0.16
8 栄区犬山小学校	0.26	0.028	0.11	0.32	0.18
9 瀬谷区南瀬谷小学校	0.10	0.038	0.17	0.59	0.22
市内9地点の平均	0.20	0.059	0.14	0.41	0.20

分析：横浜市環境科学研究所

注1：毒性等量算出の際の定量下限値未満の取り扱いについては、定量下限値未満、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。

注2：発表済みである春、夏、秋の測定結果にコ'ナ-PCBは含んでいない。

単位 pg :ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム。

TEQ = 「毒性等量」。ダ'イオキシン類の量を、ダ'イオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8, - 四塩化ジ'ベソ'ー'バ'ラ'ジ'オキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

なお、毒性等量の換算にあたっては、平成11年度から世界保健機関 WHO-TEF(1998)の毒性等価係数を用いている。

【裏面あり】

(3) 年平均値は、0.16～0.25 pg-TEQ/m³ の範囲にあり、全調査地点とも環境基準に適合していると判断できます。

<参考>環境基準について

ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日から施行され、ダイオキシン類として従来のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフランに加えて、コブナ-ポリ塩化ビフェニルが追加され、ダイオキシン類の濃度は、それらの物質を合計した値で示すこととなったため、冬期には、コブナ-ポリ塩化ビフェニルコブナ-PCB)を加えて測定しました。

コブナ-PCBが冬期の測定のみであるため、年間を通した環境基準の適否の判定はできませんが、一般的に、コブナ-PCBの濃度は、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフランの合計値の10%程度以下であることから、全調査地点とも適合しているものと判断しました。

大気の汚染に係る環境基準（大気環境基準）は、年平均値0.6pg-TEQ/m³以下です。